

所得税法等の一部を改正する法律案(閣法第七号)(衆議院送付) 要旨

本法律案は、デフレ不況からの脱却と経済再生、税制抜本改革の着実な実施、震災からの復興支援などの観点から、国税に関し、所要の施策を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、デフレ不況からの脱却と経済再生

1 足元の企業収益を賃金の上昇につなげていくきっかけとするため、復興特別法人税を一年前倒し(平成二十六年三月三十一日)で廃止する。

2 所得拡大促進税制について、給与等支給増加割合の要件(現行基準年度と比較して5%以上増加)を、平成二十五・二十六年度は2%以上、平成二十七年度は3%以上、平成二十八・二十九年度は5%以上とする等の見直しを行う。

3 生産性の向上につながる設備(先端設備等)を取得した場合に、即時償却又は5%税額控除ができる制度(生産性向上設備投資促進税制)を創設する。

4 試験研究費の増加額に係る税額控除制度(現行増加額の5%)について、試験研究費の増加率に応じ

て税額控除率を引き上げる仕組み（控除率5%〜30%）へ改組する。

5 中小企業投資促進税制を拡充し、生産性の向上につながる設備を取得した場合に、即時償却又は7%税額控除（資本金三千万円以下の企業は10%）を認める。

6 交際費等の損金不算入制度について、飲食のための支出の50%を損金算入することを認める（中小法人については、現行の定額控除（限度額八百万円）との選択制）。

## 二、税制抜本改革の着実な実施

1 給与所得控除の上限額が適用される給与収入千五百万円（控除額二百四十五万円）を、平成二十八年より千二百万円（控除額二百三十万円）に、平成二十九年より千万円（控除額二百二十万円）に引き下げる。

2 自動車重量税について、環境性能に優れた自動車に対する軽減措置（エコカー減税）を拡充（初回車検に加え二回目も免税）するとともに、十三年超の経年車（十八年超を除く）に対する税率を段階的に引き上げる。

## 三、震災からの復興支援

復興産業集積区域において機械等を取得した場合に、即時償却ができる制度の適用期限を二年延長する。

#### 四、その他

1 外国法人等に対する課税原則（国際課税原則）について、総合主義（全ての国内源泉所得を申告課税）から帰属主義（支店が得る所得のみを申告課税）への見直しを行う。

2 猶予制度について、納税者の申請に基づく換価の猶予を創設する等の見直しを行う。

3 税理士制度について、税理士の業務や資格取得の在り方（公認会計士への税理士資格付与等）等の見直しを行う。

4 適用期限の到来する租税特別措置の延長、既存の租税特別措置の整理合理化等、所要の措置を講ずる。

#### 五、施行期日

この法律は、別段の定めがあるものを除き、平成二十六年四月一日から施行する。

なお、本法律施行に伴う平成二十六年年度の租税減収見込額は、約一兆二千百九十三億円である。